

公共工事設計労務単価公表要領

(目的)

第1条 この要領は、牛久市が発注する公共工事における設計労務単価（以下「労務単価」という。）を公表することにより、受注者の的確な見積りに資することを目的とする。

(公表の内容)

第2条 公表する内容は、牛久市が発注する土木建築工事及び測量設計業務の積算に用いる労務単価とする。

(公表方法)

第3条 公表の方法は、労務単価表の閲覧及びインターネットによる公表とする。

2 労務単価表は、本庁舎3階情報公開統合窓口に置き、閲覧に供するものとする。

3 労務単価表の閲覧は、牛久市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する日を除く日における午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 労務単価表は、複写することができる。

5 牛久市情報公開条例（平成16年条例第34号）第20条第1項の規定は、前項の労務単価表の複写に準用する。

6 インターネットによる公表は、茨城県土木部検査指導課が県ホームページに掲載しているものを、牛久市が市ホームページに掲載しているものとみなして行う。この場合において、「茨城県土木部」とあるのは「牛久市」と読み替える。

(留意事項)

第4条 労務単価表の閲覧を希望する者は、職員の指示に従い、指定された場所で閲覧し、これを指定閲覧場所外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

2 労務単価表の貸出しは、行わないものとする。

3 労務単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには応じないものとする。

4 公表する労務単価の公表時期は、原則として年1回（4月）とする。

5 この要領の定めに違反し、または職員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することができる。

附 則

この要領は、平成29年9月26日から施行する。